

第107回 定時株主総会 招集ご通知

<新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について>

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。



<https://www.daiken.jp/>

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



日 時

2023年6月23日（金曜日）

午前10時



場 所

富山県南砺市井波1番地1

当社本店



決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く。）4名選任
の件

第3号議案 監査等委員である取締役5
名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取
締役1名選任の件

目 次

第107回定時株主総会招集ご通知	P.1
株主総会参考書類	P.6
事業報告	P.23
連結計算書類	P.44
計算書類	P.47
監査報告	P.50

インターネット等または書面(郵送)による議決権行使期限

2023年6月22日(木曜日)午後5時45分まで

株主各位

富山県南砺市井波1番地1
(本社大阪事務所 大阪市北区中之島三丁目2番4号)

大建工業株式会社

代表取締役 億田正則
社長執行役員

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.daiken.jp/ir/generalmeeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7905/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大建工業」または「コード」に当社証券コード「7905」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4ページから5ページに記載のとおり、2023年6月22日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 富山県南砺市井波1番地1 当社本店
3. 目的事項
報告事項 1. 第107期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第107期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

「株主総会資料の電子提供制度」の開始についてのご案内

会社法改正により「株主総会資料の電子提供制度」が開始となり、これまで郵送していた株主総会資料（株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類）を原則ウェブサイト上でご確認いただくこととなります。

<当社の対応について>

当社は、本制度に則り、ウェブサイトへのアクセス方法を記載した通知書面及び議決権行使書用紙を送付するのに加え、株主総会資料のうち株主総会参考書類（議案部分）もご送付いたします。

次回以降、株主総会資料を書面でお受け取りされたい場合は、定時株主総会の基準日（3月31日）までに取引証券会社または株主名簿管理人である三井住友信託銀行を通じて「書面交付請求(※)」のお手続きを行ってください。直近の基準日にお手続きが間に合わなかった場合は、その次の基準日における株主総会から書面交付が開始されます。

※書面交付請求とは、インターネットを利用することが困難な株主様を保護するためのお手続きです。

事前質問受付のご案内

インターネット上の当社ウェブサイト事前質問受付サイトを開設しております。事前にいただきましたご意見・ご質問のうち、株主の皆様の関心が高い事項につきましては、株主総会やインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.daiken.jp/>）にて、回答させていただく予定です。なお、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

事前質問受付サイト： **URLは株主様にのみご案内**

受付期間：2023年6月5日(月曜日)午前9時～2023年6月19日(月曜日)午後5時45分入力完了分まで

受付方法：議決権行使書用紙に記載の株主番号をご用意のうえ、上記URLまたはQRコードより事前質問受付サイトにアクセスいただき、必要事項をご入力ください。

議決権行使についてのご案内

事前の議決権行使の方法

インターネット等で議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時45分入力完了分まで

書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
※お早めのご投函をお願いいたします。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時45分到着分まで

当日ご出席される場合

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2023年6月23日(金曜日)
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

0.0000000

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○株式会社

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、4号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- ・全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- ・一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

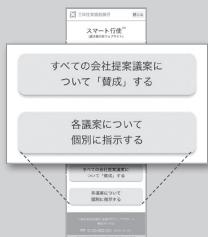
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

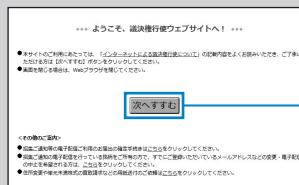
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン後、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ移動できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

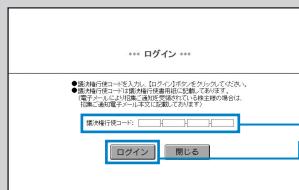
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

第1号議案 剰余金処分の件

当社の資本政策は、資本コストを意識した上で、自己資本当期純利益率（ROE）を重視した効率的な経営に努め、株主還元の充実と財務の健全性及び戦略的投資のバランスを最適化することで、企業価値の向上を図ることを基本としております。また、株主還元方針は、業績に連動した利益還元を目指しつつ、安定的な配当の維持に努めることとしており、中期経営計画『GP 25 3rd Stage』（2022-2025年度）の4年間における株主還元につきましては、業績に連動した利益還元の充実と、短期的な利益変動に左右されにくい安定的な配当の維持を重視し、配当性向35%及びDOE（自己資本配当率）3.5%を目標としております。

第107期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案しまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は1,564,313,280円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年6月26日（月曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で協議がなされた結果、全ての取締役候補者について適任であると判断され、株主総会で陳述すべき特段の事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者一覧

候補者番号	氏名			現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	億田正則	再任	男性	代表取締役 社長執行役員	15/15回 (100%)
2	野村孝伸	再任	男性	代表取締役 専務執行役員 国内事業統括、国内新規事業、情報管理、情報渉外担当 東京本部長	10/10回 (100%)
3	永田武	再任	男性	取締役 専務執行役員 海外事業統括、海外新規事業担当 北米事業部長	10/10回 (100%)
4	真木正寿	再任	男性	取締役	9/10回 (90%)

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第21条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 野村孝伸、永田武及び真木正寿の3氏は、2022年6月24日開催の第106回定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、出席対象取締役会の回数が他の取締役に異なります。

候補者
番号

1

おく だ まさ のり
億 田 正 則

再任

(1950年4月25日生)

男性

所有する当社株式の数

55,060株



取締役会出席状況

15回／15回
(100%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年 4月	当社入社
2007年 4月	執行役員 東部住建営業統轄部長
2008年 4月	上席執行役員 住建営業統轄部長兼東部営業統轄部長
2008年 6月	取締役 上席執行役員
2009年 4月	取締役 常務執行役員 東京代表兼住建営業統轄部長
2010年 4月	住建営業本部長
2011年 6月	営業本部長兼新規開発営業部長兼東京本部長
2012年 4月	取締役 専務執行役員 東京本部長
2013年 6月	代表取締役 専務取締役 専務執行役員
2013年10月	調達改革本部長兼東京本部長
2014年 4月	代表取締役 取締役社長 執行役員社長
2018年 6月	代表取締役 社長執行役員(現在)

取締役候補者とした理由

億田正則氏は、2014年4月に代表取締役 取締役社長 執行役員社長に就任し、当社の将来ビジョンを明確に掲げ、企業価値向上に向けた意思決定を迅速に行っております。同氏の幅広い識見により裏打ちされた経営手腕は、当社の企業価値向上に必要不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

の むら こう しん
野村 孝伸

再任

(1961年3月23日生)

男性

所有する当社株式の数

10,230株



取締役会出席状況

10回／10回

(100%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月	当社入社
2006年 4月	大建工業(寧波)有限公司部長
2011年 4月	当社住空間事業開発部長
2013年 4月	内装材事業部長
2015年 4月	執行役員 国内事業本部副本部長兼住空間事業部長
2016年 4月	国内事業本部副本部長兼新規事業開発部長
2017年 4月	上席執行役員 財務経理部長
2018年 4月	経営企画部長
2019年 4月	総合開発本部長兼IT・物流本部長
2020年 4月	常務執行役員 国内製造本部長
2021年 4月	国内製造本部長兼住機製品事業部長
2022年 4月	国内事業統括、国内新規事業担当 東京本部長(現在)
2022年 6月	代表取締役 常務執行役員
2023年 4月	代表取締役 専務執行役員(現在) 情報管理、情報渉外担当(現在)

取締役候補者とした理由

野村孝伸氏は、1983年に当社に入社以来、主に住空間事業に関する開発・製造に従事し、2015年4月からは執行役員として、当社の住空間事業に関する豊富な知識・知見をもとに、国内事業の拡大を推進しました。2022年6月に代表取締役就任し、現在は専務執行役員 国内事業統括担当として、国内事業の拡大を推進しております。同氏の国内事業全般に関する豊富な知見は、当社の企業価値向上に必要な不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

なが た
永田たけし
武

再任

(1963年3月2日生)

男性

所有する当社株式の数

12,100株



取締役会出席状況

10回／10回
(100%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
 2006年 1月 同社木材・建材部長代行兼木質建材課長
 2009年 2月 DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED(SENIOR EXECUTIVE DIRECTOR)(クライストチャーチ駐在)
 2012年 6月 伊藤忠インドネシア会社(ジャカルタ駐在)
 2014年 4月 伊藤忠商事株式会社木材・建材部長代行
 2014年 7月 同社木材・建材部長代行兼住生活・情報経営企画部
 2015年 4月 当社海外事業本部副本部長
 2017年 3月 伊藤忠商事株式会社退社
 2017年 4月 当社執行役員
 海外事業本部長兼海外事業企画部長
 2017年 6月 ホクシン株式会社社外取締役(現在)
 2019年 4月 当社上席執行役員
 海外事業本部長
 2020年 4月 海外事業統括本部副本部長兼MDF事業本部長
 2021年 4月 海外事業本部長兼アジア事業部長兼北米事業部長
 2022年 4月 常務執行役員
 海外事業統括、海外新規事業担当 北米事業部長(現在)
 2022年 6月 取締役 常務執行役員
 2023年 4月 取締役 専務執行役員(現在)

取締役候補者とした理由

永田 武氏は、伊藤忠商事株式会社に入社以来、主に木質素材分野に従事し、2017年4月からは当社の執行役員として、木質資源の調達・販売に関する豊富な知見をもとに海外事業の拡大を推進しました。2022年6月に取締役に就任し、現在は専務執行役員 海外事業統括担当として、海外事業の拡大を推進しております。同氏の海外事業全般に関する豊富な知見は、当社の企業価値向上に必要不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

ま き ま さ と し
真木 正寿

再任

(1965年1月31日生)

男性

所有する当社株式の数

0株



取締役会出席状況

9回/10回
(90%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月	伊藤忠商事株式会社入社
2000年 4月	同社建設部建設第二課長
2005年 4月	同社建設部長代行
2006年 4月	同社建設第一部長代行
2009年 4月	同社建設第二部長
2011年 4月	同社中国建設・不動産グループ長(上海駐在)兼上海伊藤忠商事有限公司
2013年 4月	同社中国住生活・情報グループ長(上海駐在)兼上海伊藤忠商事有限公司
2014年 4月	同社建設・金融部門長代行
2015年 4月	同社建設・物流部門長代行
2016年 4月	同社建設・物流部門長
2019年 4月	同社執行役員(現在) 同社建設・不動産部門長
2022年 4月	同社住生活カンパニープレジデント(現在)
2022年 6月	当社取締役(現在)

取締役候補者とした理由

真木正寿氏は、伊藤忠商事株式会社に入社以来、主に建設・不動産部門に従事し、海外においても同分野の専門家として幅広く実務を経験されております。同氏の木材・建材、不動産開発及び物流に関する豊富な知見は、当社の持続可能な資源を活用した建材の調達及び販売拡大に必要不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、真木正寿氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、同氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が行った行為に起因して当該被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金が填補されることとなります。なお、填補する額について限度額を設けることにより、当該取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないようとする措置を講じております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者一覧

候補者 番号	氏名			現在の当社における地位、担当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	照林尚志	再任	男性	取締役 常勤監査等委員	15/15回 (100%)	14/14回 (100%)
2	飯沼友明	新任	男性	管理本部シニアアドバイザー	—	—
3	石崎信吾	再任 社外 独立	男性	社外取締役 監査等委員	15/15回 (100%)	14/14回 (100%)
4	浅見裕子	再任 社外 独立	女性	社外取締役 監査等委員	14/15回 (93%)	13/14回 (93%)
5	向原 潔	再任 社外 独立	男性	社外取締役 監査等委員	15/15回 (100%)	13/14回 (93%)

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第21条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

候補者
番号

1

てる ばやし たか し
照 林 尚 志

再任

(1956年6月13日生)

男性

所有する当社株式の数

15,210株



取締役会出席状況

15回／15回
(100%)

監査等委員会出席状況

14／14回
(100%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月	当社入社
2011年 4月	執行役員
2012年 4月	上席執行役員 総務人事部長兼秘書室長
2013年 4月	常務執行役員 経営企画部長兼秘書室長
2013年 6月	取締役 常務執行役員
2014年 4月	経営企画部長兼新規事業開発室長兼秘書室長
2015年 4月	財務経理部長
2017年 4月	取締役 専務執行役員
2017年 6月	代表取締役 専務取締役 専務執行役員
2018年 6月	代表取締役 専務執行役員
2019年 6月	常勤監査役
2021年 6月	取締役 常勤監査等委員(現在)

監査等委員である取締役候補者とした理由

照林尚志氏は、2017年6月に代表取締役 専務取締役 専務執行役員に就任し、国内営業及び国内事業(製造)の担当として当社事業の拡大に寄与しました。2019年6月からは常勤監査役として、2021年からは常勤の監査等委員である取締役として、当社経営の健全性確保に貢献しております。同氏は経営全般の豊富な知見を有しており、常勤の監査等委員である取締役としての責務と役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

いいぬま ともあき
飯沼 友明

新任

(1961年1月21日生)

男性

所有する当社株式の数

7,321株



取締役会出席状況

—

監査等委員会出席状況

—

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月 当社入社
2008年 4月 デザイン研究所長
2013年 4月 住機製品事業部副事業部長兼住空間事業開発部長
2014年 4月 住機製品事業部長兼住空間事業開発部長
2015年 4月 井波工場長
2016年 4月 執行役員
住空間事業部長兼井波工場長
2016年10月 住空間事業部長兼井波工場長兼デザイン部長
2018年 4月 上席執行役員
総務人事部長
2020年 4月 常務執行役員
総務人事部長兼IT・物流本部長
2021年 4月 管理本部長
2023年 4月 管理本部シニアアドバイザー(現在)

監査等委員である取締役候補者とした理由

飯沼友明氏は、1983年に当社に入社以来、主に住機製品事業に関する開発・製造に従事し、2016年4月からは執行役員として当社の住空間事業製品に関する豊富な知識・知見をもとに、国内事業の拡大を推進しました。2021年4月からは管理本部長としてISO、コンプライアンス、健康経営、働き方改革部門を管掌し、全社のガバナンス強化に貢献しております。同氏は国内事業全般の豊富な知見を有しており、常勤の監査等委員である取締役としての責務と役割を果たしていただけるものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

いし ざき しん ご
石 崎 信 吾

再任 社外
(1954年8月3日生)

独立
男性

所有する当社株式の数
0株



取締役会出席状況

15回／15回
(100%)

監査等委員会出席状況

14／14回
(100%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1979年 4月 山一証券株式会社入社
1998年 4月 メリルリンチ日本証券株式会社(現B of A証券株式会社)入社
2001年 7月 UFJキャピタルマーケット証券株式会社(現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)入社
2004年10月 みずほ証券株式会社入社
投資銀行グループ統括部長
2009年 4月 同社常務執行役員関西投資銀行グループ長
2010年 4月 同社常務執行役員関西・西日本投資銀行グループ長
2015年 6月 積水ハウス株式会社特別顧問
積水化成品工業株式会社特別顧問
2018年 4月 SI.Management株式会社代表取締役社長(現在)
2019年 6月 当社社外監査役
2020年 6月 当社社外取締役
2021年 4月 朝日放送グループホールディングス株式会社顧問(現在)
2021年 6月 当社社外取締役 監査等委員(現在)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石崎信吾氏は、長年にわたり証券会社の投資銀行業務に携わっており、その経験を通じて培った金融に関する豊富な知見を有しております。同氏には、引き続き当該知見を活かして特に財務会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っていただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合には、ガバナンス委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬、ガバナンス体制構築等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定であります。

監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項

石崎信吾氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。（うち、監査等委員である社外取締役としての在任期間は2年となります。）また、同氏は2019年6月から2020年6月までの間、当社の社外監査役として在任しておりました。なお、同氏は当社の定める「独立性判断基準」（22ページご参照）を満たしております。そのため、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

候補者
番号

4

あさ み ゆう こ
浅見 裕子再任 社外
(1972年1月5日生)

独立

女性

所有する当社株式の数

0株



取締役会出席状況

14回／15回
(93%)

監査等委員会出席状況

13／14回
(93%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2000年 4月 学習院大学経済学部専任講師
 2002年 2月 企業会計基準委員会業績報告プロジェクト委員
 2003年 4月 学習院大学経済学部助教授
 2008年 4月 学習院大学経済学部教授(現在)
 2010年 2月 財務省 独立行政法人評価委員会委員、同委員会中小企業基盤整備機構部会部会長代理
 2012年 2月 金融庁 企業会計審議会臨時委員
 2012年 4月 文部科学省 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会経済学専門委員会委員
 2014年 4月 学習院大学副学長
 2018年 6月 当社社外監査役
 2019年 4月 学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授(現在)
 2019年 6月 金融庁 公認会計士・監査審査会委員(現在)
 財務会計基準機構 企業会計基準諮問会議委員(現在)
 2019年12月 日本学術振興会 科学研究費委員会専門委員
 2020年 1月 国税庁 税理士試験委員
 2020年 9月 国立大学法人茨城大学監事(現在)
 2021年 6月 当社社外取締役 監査等委員(現在)
 2022年12月 株式会社スプリックス社外取締役 監査等委員(現在)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

浅見裕子氏は、学習院大学経済学部の教授であり、また、財務省、金融庁等の委員を歴任するなど、財務及び会計分野に関する十分な知見を有しております。同氏には、引き続き当該知見を活かして特に企業会計について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っていただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合には、ガバナンス委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬、ガバナンス体制構築等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定であります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項

浅見裕子氏の当社での監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって2年となります。また、同氏は2018年6月から2021年6月までの間、当社の社外監査役として在任しておりました。なお、同氏は当社の定める「独立性判断基準」(22ページご参照)を満たしております。そのため、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

候補者
番号

5

むこう はら
向原きよし
潔再任 社外 独立
(1952年2月11日生)

男性

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席状況

15回／15回
(100%)

監査等委員会出席状況

13／14回
(93%)

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1975年 4月	住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)入社
2006年 6月	同社取締役兼常務執行役員
2008年 6月	同社代表取締役兼専務執行役員
2011年 4月	同社代表取締役兼副社長執行役員 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社代表取締役副社長
2012年 4月	三井住友信託銀行株式会社代表取締役副会長 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社代表取締役
2015年 4月	三井住友信託銀行株式会社上席顧問
2015年 6月	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社取締役退任
2016年 6月	レンゴー株式会社社外監査役
2018年 4月	三井住友信託銀行株式会社エグゼクティブアドバイザー
2019年 3月	株式会社三井住友トラスト基礎研究所アドバイザー(現在)
2020年 6月	当社社外監査役
2021年 6月	当社社外取締役 監査等委員(現在)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

向原 潔氏は、長年にわたり金融機関の経営に携わっており、その経験を通じて培った金融及び経営に関する豊富な知見を有しております。同氏には、引き続き当該知見を活かして特に企業経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っていただくことを期待しております。また、同氏が選任された場合には、ガバナンス委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬、ガバナンス体制構築等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定であります。

監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項

向原 潔氏の当社での監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。また、同氏は2020年6月から2021年6月までの間、当社の社外監査役として在任しておりました。なお、同氏は当社の主要な借入先である三井住友信託銀行株式会社の出身であります。当該借入先の取締役を退任後8年を経過しており、当社の定める「独立性判断基準」(22ページご参照)を満たしております。そのため、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 浅見裕子氏の戸籍上の氏名は、勝尾裕子であります。
3. 石崎信吾、浅見裕子及び向原 潔の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、照林尚志、石崎信吾、浅見裕子及び向原 潔の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しておりますが、4氏の選任が承認可決された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、飯沼友明氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者の選任が承認可決された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が行った行為に起因して当該被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金が填補されることとなります。なお、填補する額について限度額を設けることにより、当該取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないようにする措置を講じております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2021年6月25日開催の第105回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された古部 清氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

ふるべ
古部

きよし
清

社外
(1954年11月3日生) 男性

所有する当社株式の数
200株



略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1977年 4月 東陶機器株式会社(現TOTO株式会社)入社
2010年 6月 同社取締役執行役員販売推進グループ担当兼販売統括本部長
2011年 4月 同社取締役常務執行役員販売推進グループ担当
2012年 4月 同社取締役専務執行役員販売推進グループ担当
2014年 4月 同社代表取締役副社長執行役員販売関連部門管掌
2017年 4月 同社取締役
2017年 6月 当社社外取締役
TOTO株式会社顧問
2019年 6月 同社顧問退任

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

古部 清氏は、TOTO株式会社の取締役として長年にわたり経営に携わっており、その経験を通じて培った企業経営に関する豊富な知見を有しております。また、2017年6月から2021年6月まで当社の社外取締役として、その豊富な経験に基づく助言・提言等を積極的に行っていたいただいております。つきましては、監査等委員である社外取締役に事故があるときはその補欠として、当該知見を活かして特に企業経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っていただくことを期待しております。

補欠の監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項

古部 清氏は当社の取引先であるTOTO株式会社の出身であります。当事業年度における当社の連結売上高または仕入高に対する当該会社との取引金額の割合はそれぞれ1%未満であり、当社の定める「独立性判断基準」(22ページご参照)を満たしております。また、同氏が監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

- (注)
1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 古部 清氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、古部 清氏が監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、古部 清氏が監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が行った行為に起因して当該被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金が填補されることとなります。なお、填補する額について限度額を設けることにより、当該取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないようにする措置を講じております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考 取締役会の構成及び取締役の専門性と経験（スキルマトリックス）

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び取締役の専門性と経験分野の分布は以下のとおりであります。

主な専門性・経験の項目としては、公正で透明性の高い経営を实践するうえで中核的なスキルと考える企業経営、ESG、財務・会計、リスクマネジメント、コンプライアンス、DX・ICT等に加え、国内を事業基盤とする建築資材のメーカーとして重要度の高い国内事業戦略や、ものづくりの最前線となる工場での製造技術、中長期の競争力強化の源泉となる研究開発に関するスキルを設定しております。また、長期ビジョンで掲げる経営戦略の実現のために特に重要度の高い項目として、海外市場での強化に向けたグローバル事業戦略の項目も設定しております。

氏名		当社における地位	主な専門性、経験							
			企業経営	ESG	財務・会計	リスクマネジメント・コンプライアンス・法務	国内事業戦略	グローバル事業戦略	製造技術・研究開発	DX・ICT
億田正則		代表取締役 社長執行役員	●	●	●	●	●			
野村孝伸		代表取締役 専務執行役員	●	●			●		●	●
永田武		取締役 専務執行役員	●		●			●		
真木正寿		取締役	●				●	●		
照林尚志		取締役 (常勤監査等委員)	●		●		●			
飯沼友明		取締役 (常勤監査等委員)		●		●	●		●	
石崎信吾	社外 独立	社外取締役 (監査等委員)		●	●		●	●		
浅見裕子	社外 独立	社外取締役 (監査等委員)		●	●	●				
向原潔	社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	●	●	●					

ご参考 社外取締役の「独立性判断基準」

社外取締役が独立性を有すると判断するに当たっては、当社が定める以下の要件を満たす者としております。なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～6については現在及び過去5年間と定めております。

1. 当社グループ関係者

当社、当社の子会社及び関連会社（以下「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、会計参与、執行役、執行役員または使用人（以下、併せて取締役等という。）でないこと。

2. 議決権保有関係者

- I. 当社の10%以上の議決権を保有する株主またはその取締役等でないこと。
- II. 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。

3. 取引先関係者

- I. 当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高または仕入高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
- II. 当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
- III. 当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。

4. 専門家（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）

- I. 当社グループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーもしくは従業員でないこと。
- II. 公認会計士・税理士・弁護士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。

5. 寄付先

当社から、年間1,000万円を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者でないこと。

6. その他

- I. 上記1～5に掲げる者（重要でない者を除く。）の2親等以内の親族でないこと。
- II. 当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。

以上

1 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症における行動制限の緩和により経済社会活動の正常化が進んだ一方で、ウクライナ情勢の長期化やサプライチェーンの混乱、資源価格の高騰に加え、世界的なインフレや急激な為替変動などにより、先行き不透明な状況が続きました。

国内住宅市場におきましては、持ち家については弱含みで推移したものの、分譲住宅と貸家は堅調に推移し、リフォーム需要も上昇基調にあることから、総じて底堅い状況が続き、公共・商業建築分野におきましても、首都圏を中心とした各種再開発プロジェクトの再開などにより、工事需要は回復したものの、原材料価格やエネルギーコストの上昇が続く厳しい経営環境となりました。

海外市場におきましては、引き合いの強かったMDFにおいて、第4四半期以降、家具・建材用途の需要減少などの影響により需給は軟化傾向で推移しました。米国では、政策金利引き上げの影響を受け、住宅着工が大きく減少し、第3四半期以降、木材製品の市況価格も調整局面に入りました。

このような経営環境の中、当社グループは、2022年度よりスタートした中期経営計画『G P 2 5 3rd Stage』（2022-2025年度）の基本方針に基づき、サステナビリティを経営の軸に据え、「成長戦略の実行」と「経営基盤の強化」を推進しております。国内市場では、2022年新製品として、衛生面に配慮した製品やデザイントレンドを先取りした製品を発売するとともに、事業開始40周年を迎える音響製品の提案を強化するなど、ニューノーマル時代のユーザーニーズにマッチした製品展開、プロモーション活動を積極的に進めました。また、公共・商業建築分野向け製品提案会を各営業拠点で開催するとともに、商業施設や医療・福祉施設に関する設備や機器が一堂に集まる専門展示会に出展するなど、同分野における認知向上や新規顧客との接点獲得に向けて情報発信を強化しました。

海外市場では、MDFの収益性改善に向けた構造改革を推進するとともに、コストアップに対して自助努力で吸収しきれない部分につきましては、国内販売分も含め売価への転嫁を進めました。なお、米国にてL V Lの製造販売を行う「Pacific Woodtech Corporation」（以下、P W T社）につきましては、事業拡大を目的とする増資に伴い、2022年8月1日より連結子会社から持分法適用関連会社となりましたが、引き続きカナダにて単板の製造販売を行う当社連結子会社「CIPA Lumber Co. Ltd.」（以下、C I P A社）との連携を強化することで、北米事業の拡大を図ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、次のとおりとなりました。

(連結業績)

(単位：百万円)

	2022年3月期	2023年3月期	増減額	増減率
売上高	223,377	228,826	5,448	2.4%
営業利益	17,361	9,856	△7,504	△43.2%
経常利益	18,725	13,008	△5,716	△30.5%
親会社株主に帰属する当期純利益	7,872	10,325	2,452	31.2%

売上高につきましては、2022年8月1日以降のPWT社連結除外に伴う減収の影響はありましたものの、国内外でのMDFの販売価格の上昇や、オフィスビル等の内装工事の需要回復、首都圏で手掛けるマンションリノベーションが好調に推移したことなどにより、増収となりました。

営業利益、経常利益につきましては、原材料等のコストアップの影響に対し、合理化・コストダウンや売価への転嫁を進めましたが、吸収するには至らず減益となりました。一方で、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、PWT社に対する持分の変動に伴う特別利益を計上したことから増益となりました。

事業別の状況

事業ごとの業績は、次のとおりであります。

なお、従来、本社等の一般管理部門に係る費用については、売上高に応じて各報告セグメントに配賦しておりましたが、各報告セグメントの業績をより適切に評価するため、当連結会計年度から、本社等の一般管理部門に係る費用のうち、報告セグメントと直接関連するものについては各報告セグメントに配賦し、報告セグメントに直接関連しないものについては、全社費用として計上する方法に変更しております。以下の前年度比較につきましては、前年度の数値を変更後に組み替えた数値で比較分析しています。

(素材事業)

(単位：百万円)

	2022年3月期	2023年3月期	増減額	増減率
売上高	100,177	97,681	△2,495	△2.5%
営業利益	14,956	11,764	△3,191	△21.3%

素材事業につきましては、売上高は国内外でのMDFの販売価格の上昇や、国内の住宅市場、公共・商業建築分野向けのダイライトの販売増はありましたものの、2022年8月1日以降のPWT社連結除外に伴う減収に、米国での木材製品の市況価格下落によるCIPA社の減収の影響が加わり、減収となりました。

利益につきましては、PWT社連結除外に伴う減益の影響に加え、原材料価格の上昇に対し、売価への転嫁を進めましたものの、吸収するには至らず減益となりました。

(建材事業)

(単位：百万円)

	2022年3月期	2023年3月期	増減額	増減率
売上高	91,907	93,000	1,092	1.2%
営業利益	4,317	178	△4,138	△95.9%

建材事業につきましては、売上高は、ウェブ会議の急増やテレワークの定着などニューノーマルな生活様式の浸透を背景に、防音や遮音といった音環境改善に対するニーズが高まる中、提案活動を強化した音響製品で増収となり、前第4四半期連結会計期間に発生したドアの納期遅延や一部床材の受注制限による販売減の影響からも回復基調で推移したことから、増収となりました。

利益につきましては、合板等の原材料価格の上昇に対して、2022年4月出荷分よりカタログ価格の改定を実施するなど、売価への転嫁を進めることで、第3四半期連結累計期間までの損失計上の状況からはようやく脱したものの、大幅な減益となりました。

(エンジニアリング事業)

(単位：百万円)

	2022年3月期	2023年3月期	増減額	増減率
売上高	20,264	24,756	4,492	22.2%
営業利益	952	912	△39	△4.2%

エンジニアリング事業につきましては、売上高は、オフィスビル等の内装工事の需要回復や、首都圏で手掛けるマンションリノベーションが好調に推移したことにより増収となりましたものの、利益につきましては、建設資材価格や労務費の上昇などにより減益となりました。

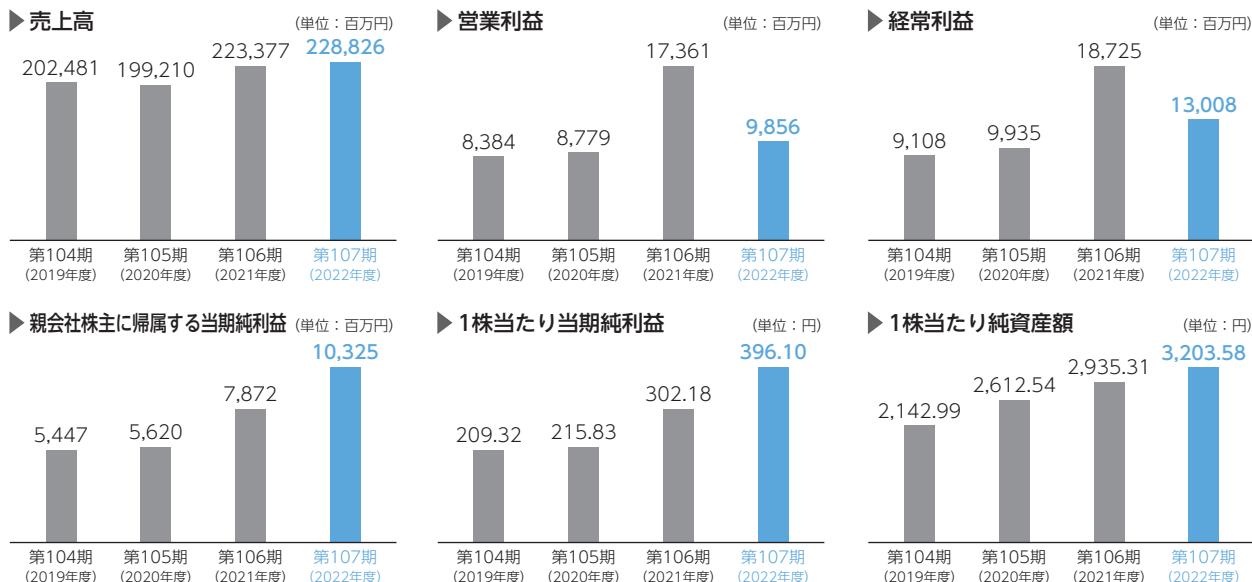
② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資につきましては、維持更新及び生産性向上を中心に3,924百万円実施しました。設備投資の所要資金は主に自己資金を充当しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第104期 (2019年度)	第105期 (2020年度)	第106期 (2021年度)	第107期 (当連結会計年度) (2022年度)
売上高 (百万円)	202,481	199,210	223,377	228,826
営業利益 (百万円)	8,384	8,779	17,361	9,856
経常利益 (百万円)	9,108	9,935	18,725	13,008
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,447	5,620	7,872	10,325
1株当たり当期純利益	209円32銭	215円83銭	302円18銭	396円10銭
自己資本当期純利益率(ROE)	9.5%	9.1%	10.9%	12.9%
総資産 (百万円)	170,638	172,553	183,391	185,797
純資産 (百万円)	62,975	76,771	90,563	92,318
1株当たり純資産額	2,142円99銭	2,612円54銭	2,935円31銭	3,203円58銭

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第106期の期首から適用しており、第106期及び当連結会計年度の金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダイフィット	30百万円	100.0%	木質内装建材製造
株式会社ダイウッド	50百万円	100.0%	木質内装建材製造
セトウチ化工株式会社	50百万円	100.0%	木質内装建材製造
富山住機株式会社	80百万円	100.0%	住宅機器製造
大建工業（寧波）有限公司	13百万USドル	100.0%	住宅機器製造
大建阿美昵体（上海）商貿有限公司	1百万USドル	100.0%	建材・住宅機器販売
PT.DAIKEN DHARMA INDONESIA	85,000百万ルピア	70.0%	住宅機器製造
株式会社テーオーフローリング	10百万円	50.0%	木質内装建材製造、販売、工事
株式会社ダイタック	10百万円	100.0%	畳おもて製造
会津大建加工株式会社	30百万円	100.0%	畳おもて製造
DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED	147百万NZドル	100.0%	MDF製造
DAIKEN SOUTHLAND LIMITED	96百万NZドル	(100.0%)	MDF製造
DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.	60百万リングgit	75.0%	MDF製造
DAIKEN MIRI SDN.BHD.	149百万リングgit	70.0%	MDF製造
日南大建株式会社	30百万円	70.0%	LVL用単板加工
CIPA Lumber Co. Ltd.	23百万CADドル	51.0%	単板製造、販売
エコテクノ株式会社	30百万円	50.0%	木質廃材加工
ダイケンエンジニアリング株式会社	450百万円	100.0%	内装工事
鋳工業株式会社	10百万円	(100.0%)	内装工事
三恵株式会社	15百万円	(100.0%)	内装工事
株式会社スマイルアップ	40百万円	100.0%	リフォーム工事・修繕
株式会社リフォームキュー	20百万円	100.0%	リフォーム工事・修繕
株式会社パックシステム	10百万円	100.0%	マンションリノベーション

(注) 1. () は間接所有割合を含めた議決権比率であります。

2. Pacific Woodtech Corporationについては、第三者割当増資に伴い当社の議決権所有割合が減少したため、2022年8月1日より連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。また、ダイケンホーム&サービス株式会社については、当連結会計年度において清算終了いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後につきましては、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが変更されるなど、経済社会活動の活性化に向けた取り組みが推進される一方で、ウクライナ情勢の長期化や資源価格の高騰、世界的なインフレ、金融不安など、極めて不確実性の高い状況が続くことが見込まれています。原材料価格については、木質原料などで軟化の兆しは見られるものの、依然として石化製品やエネルギーコストの高騰が想定されていることから、より一層の合理化・コストダウンに努めるとともに、自助努力で吸収しきれない部分につきましては、売価への転嫁を進めてまいります。

国内住宅市場におきましては、物価上昇に伴う消費マインドの低下が見られる中、持ち家については引き続き弱含みの状態が続くものの、分譲住宅や貸家、リフォームで需要を下支えすることが見込まれます。公共・商業建築分野におきましては、停滞していた各種建設プロジェクトが再開し、オフィスビル等の内装工事の需要は増加傾向にあり、インバウンド需要の回復に伴い、商業施設・宿泊施設向けの需要も回復基調で推移することが想定されます。これらの状況に対し、コロナ禍を経て消費者ニーズが高まっている、心地よさや安心感、快適といった空間価値向上を切り口に、多様な素材・機能建材をはじめ、分析機能や施工機能を有する当社の強みを活かしたソリューション提案を強化してまいります。

海外市場におきましては、家具・建材用途の需要減少などの影響により、MDFの需給は軟化傾向が続くものと見られることから、グループ4工場での収益性向上に向けた事業構造改革の推進に引き続き努めてまいります。また、米国におきましては、人口増やストック住宅の不足を背景に住宅に対する潜在需要は強く、住宅価格の高止まりや金利上昇等により前期後半から大きく落ち込んだ住宅着工については、徐々にではあるものの回復基調に移行し、木材製品の市況価格も調整局面から脱することが想定されます。これらの状況に対し、C I P A社において合理化・コストダウンを進めるとともに、単板供給能力を増強することで、L V Lの生産能力を大きく拡大させたP W T社との連携強化を図り、北米事業の拡大を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

素 材 事 業	インシュレーションボード、ダイロートン、ダイライト、MDF、畳おもて、LVL・合板用単板等の製造販売
建 材 事 業	内装建材及び住宅機器等の製造販売
エンジニアリング事業	ビル・マンション・店舗・文教施設等の内装工事、住宅のリフォーム工事及びマンションリノベーション

(6) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

本 社 大 阪 事 務 所	大阪市北区中之島三丁目2番4号
東 京 事 務 所	東京都千代田区外神田三丁目12番8号
支 店	北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、首都圏第一支店（東京都千代田区）、首都圏第二支店（さいたま市）、首都圏住設支店（東京都千代田区）、信越支店（新潟市）、中京支店（名古屋市）、北陸支店（金沢市）、近畿支店（大阪市）、中国支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、シンガポール支店
工 場	三重工場（津市）、井波工場（富山県南砺市）、岡山工場（岡山市）、高萩工場（茨城県高萩市）
子 会 社 （ 国 内 ）	株式会社ダイフィット（鳥取県倉吉市）、株式会社ダイウッド（三重県伊賀市）、セトウチ化工株式会社（岡山市）、富山住機株式会社（富山県砺波市）、株式会社テーオーフローリング（東京都練馬区）、株式会社ダイタック（岡山市）、会津大建加工株式会社（福島県会津若松市）、日南大建株式会社（鳥取県日野郡日南町）、エコテクノ株式会社（東京都千代田区）、ダイケンエンジニアリング株式会社（大阪市）、鉱工業株式会社（東京都千代田区）、三恵株式会社（大阪府東大阪市）、株式会社スマイルアップ（大阪市）、株式会社リフォームキュー（東京都品川区）、株式会社パックシステム（東京都品川区）
子 会 社 （ 海 外 ）	大建工業（寧波）有限公司（中国）、大建阿美昵体（上海）商貿有限公司（中国）、PT.DAIKEN DHARMA INDONESIA（インドネシア）、DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SOUTHLAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.（マレーシア）、DAIKEN MIRI SDN.BHD.（マレーシア）、CIPA Lumber Co.Ltd.（カナダ）

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,564名	401名 減

- (注) 1. Pacific Woodtech Corporationの連結除外などにより従業員数は減少しております。
2. 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	6,998百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,394
農林中央金庫	3,200

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 79,643,600株
- ② 発行済株式の総数 27,080,043株
- ③ 株主数 6,078名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠商事株式会社	9,475,300株	36.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,066,100	7.9
住友生命保険相互会社	931,200	3.6
大建工業取引先持株会	862,800	3.3
大建工業従業員持株会	833,166	3.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	709,000	2.7
日本生命保険相互会社	545,669	2.1
株式会社三井住友銀行	493,580	1.9
農林中央金庫	463,667	1.8
株式会社ジューテック	376,390	1.4

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,008,155株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	4,340株	3名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2 (2) ④ 取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	億田正則	社長執行役員
代表取締役	野村孝伸	常務執行役員 国内事業統括、国内新規事業担当 東京本部長
取締役	永田武	常務執行役員 海外事業統括、海外新規事業担当 北米事業部長 ホクシン株式会社社外取締役
取締役	真木正寿	伊藤忠商事株式会社執行役員住生活カンパニープレジデント
取締役 (常勤監査等委員)	相原隆	
取締役 (常勤監査等委員)	照林尚志	
取締役 (監査等委員)	石崎信吾	SI.Management株式会社代表取締役社長、朝日放送グループホールディングス株式会社顧問
取締役 (監査等委員)	浅見裕子	学習院大学経済学部教授、学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授、金融庁 公認会計士・監査審査会委員、財務会計基準機構 企業会計基準諮問会議委員、国立大学法人茨城大学監事、株式会社スプリックス社外取締役 監査等委員
取締役 (監査等委員)	向原潔	株式会社三井住友トラスト基礎研究所アドバイザー

- (注) 1. 取締役(監査等委員)石崎信吾、取締役(監査等委員)浅見裕子及び取締役(監査等委員)向原 潔の3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)照林尚志氏は、過去に当社の財務経理部門において、業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)石崎信吾氏は、過去に長年にわたり証券会社の投資銀行業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)浅見裕子氏は、経済学部教授として企業会計を専門とし、財務省、金融庁等の委員を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員)向原 潔氏は、過去に長年にわたり金融機関の経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 上記以外に取締役を兼務しない執行役員が11名おります。
7. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、取締役相原 隆及び取締役照林尚志の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 当社は、取締役(監査等委員)石崎信吾、取締役(監査等委員)浅見裕子及び取締役(監査等委員)向原 潔の各氏を一般

株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

9. 2023年4月1日付で次のとおり担当及び重要な兼職の状況が変更になっております。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	野村孝伸	専務執行役員 国内事業統括、国内新規事業、情報管理、情報渉外担当 東京本部長
取締役	永田武	専務執行役員 海外事業統括、海外新規事業担当 北米事業部長 ホクシン株式会社社外取締役

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（真木正寿氏）及び監査等委員である取締役（相原 隆、照林尚志、石崎信吾、浅見裕子及び向原 潔の5氏）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

③ 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
加藤智明	2022年6月24日	任期満了	代表取締役 北米事業担当
播磨哲男	2022年6月24日	任期満了	代表取締役 副社長執行役員 本社統括、危機管理、 情報管理、I R、情報渉外担当
関野博司	2022年6月24日	任期満了	取締役 伊藤忠建材株式会社代表取締役社長

④ 取締役の報酬等

1. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	206 (-)	93 (-)	104 (-)	7 (-)	7 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	84 (36)	84 (36)	- (-)	- (-)	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	291 (36)	178 (36)	104 (-)	7 (-)	12 (3)

(注) 1. 上記には、2022年6月24日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員を除く。) 3名に支給した報酬等を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益及び営業利益を採用しており、その目標は、決算短信にて発表している通期連結業績予想であります。実績につきましては、対応する連結会計年度の当該指標の金額 (親会社株主に帰属する当期純利益7,872百万円、営業利益17,361百万円) であります。当該指標を選択した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益及び営業利益は、中期経営計画の経営指標であり、取締役の報酬決定指標としてふさわしいものと判断したためであります。

業績連動報酬等に占める「業績報酬」の総額と個別支給額は、取締役会にて決議した細則に定める計算式を用い算出しております。なお、算出した報酬額は、ガバナンス委員会において審議、勧告し、その結果を踏まえて決定しております。

3. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、当社の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として、年額30百万円以内の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、48,000株を上限とし、譲渡制限付株式の割当てを受けております。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における、東京証券取引所における当社普通株式の終値 (同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値) を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定しております。また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給しております。

当事業年度における交付状況は「2 (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

4. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年6月25日開催の第105回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役0名）です。監査等委員である取締役の報酬額は、2021年6月25日開催の第105回定時株主総会において、年額108百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第105回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は4名です。

5. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等の基本方針は、代表取締役会が起案し、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会（現ガバナンス委員会）の審議、勧告を経て2017年11月7日開催の取締役会にて決定しております。その基本方針は、以下のとおりです。なお、役職ごとの報酬額は、職責や権限の範囲を総合的に勘案して決定しております。

- a. グループ企業理念の実践に根差した報酬制度とします。
- b. 長期ビジョン（G P 2 5）及び中期経営計画を反映する設計であると同時に、短期的な志向への偏重を抑制し、中長期的な企業価値向上を動機づける報酬制度とします。
- c. 報酬の水準と体系は、当社の将来を委ねるべき優秀な人財の確保に有効なものとしします。
- d. 報酬決定の手続きは、株主・投資家や従業員をはじめとする全てのステークホルダーへの説明責任を果たせるよう、透明性・公正性・客観性を確保します。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、取締役会は、上記記載の決定方針に沿った内容であることを代表取締役会から詳細に報告を受けており、その報酬等の内容が決定方針に沿うものであり相当であると判断しております。

6. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会（代表取締役億田正則氏、代表取締役加藤智明氏及び代表取締役播磨哲男氏）に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役会が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前にガバナンス委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が行った行為に起因して当該被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金が填補されることとなります。なお、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにする措置を講じております。

⑥ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役（監査等委員）石崎信吾氏は、SI Management株式会社代表取締役社長及び朝日放送グループホールディングス株式会社顧問であります。当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）浅見裕子氏は、学習院大学経済学部教授、学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授、金融庁 公認会計士・監査審査会委員、財務会計基準機構 企業会計基準諮問会議委員、国立大学法人茨城大学監事及び株式会社スプリックス社外取締役（監査等委員）であります。当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）向原 潔氏は、株式会社三井住友トラスト基礎研究所アドバイザーであります。当該兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 石崎 信 吾	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。また、監査等委員会14回の全てに出席しました。主に証券会社の投資銀行業務で培った財務会計に関する豊富な知見を基に積極的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしており、また、監査等委員会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会8回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の取締役及び執行役員等の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役（監査等委員） 浅見 裕 子	当事業年度に開催された取締役会15回開催中14回に出席しました。また、監査等委員会は14回開催中13回に出席しました。企業会計について専門的な観点から、取締役会においては意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を積極的に行い、また、監査等委員会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会の委員として、当事業年度中に開催された委員会8回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の取締役及び執行役員等の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

取締役（監査等委員） 向原 潔	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。また、監査等委員会は14回開催中13回に出席しました。金融機関の経営に関する豊富な経験を基に、取締役会においては意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を積極的に行い、また、監査等委員会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会の委員として、当事業年度中に開催された委員会8回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の取締役及び執行役員等の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
--------------------	--

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第21条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名 称 仰星監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務調査に関する合意された手続業務についての対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、大建工業（寧波）有限公司（中国）、大建阿美昵体（上海）商貿有限公司（中国）、PT. DAIKEN DHARMA INDONESIA（インドネシア）、DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SOUTHLAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.（マレーシア）、DAIKEN MIRI SDN.BHD.（マレーシア）及びCIPA Lumber Co. Ltd.（カナダ）は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. 監査等委員会は、前事業年度の監査実績を分析・評価するとともに、当事業年度の監査計画における監査日数と時間などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、見直しを行いました。その決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コーポレート・ガバナンス

- イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」「グループ企業理念」及び「グループ行動指針」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
 - ロ. 業務執行取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」「業務分掌規程」及び「決裁・権限規程」等の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
 - ハ. 業務執行取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役に報告する。
- 二. 取締役会の監督機能を強化するとともに意思決定の透明性確保のため、社外取締役を複数名招聘する。
- ホ. 監査等委員会は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部監査部門と連携して、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に則り、業務執行取締役の職務執行の適正性について監査を実行する。

2. コンプライアンス

- イ. 取締役、執行役員及び使用人は、「グループ企業理念」及びコンプライアンスに係る事項を盛り込んだ「グループ行動指針」に則り行動するものとする。また、取締役会は、「グループ行動指針」が広く浸透し、遵守されるよう努める。
 - ロ. 「リスク&コンプライアンスマネジメント委員会」（略称：RCM委員会、以下「RCM委員会」という）を設置し、コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス担当部門」を設置する。
 - ハ. RCM委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスを統轄管理するとともに、コンプライアンス担当部門が、具体策の推進と予防策の徹底、教育等を行う。
- 二. 法令上疑義のある行為等について使用人が危機管理担当役員や監査等委員会に直接情報提供

を行う手段として「内部通報規程」に基づいた通報窓口を設置し、コンプライアンス違反の未然防止と早期発見を行う。

3. 財務報告の適正性確保のための体制整備

イ. 「経理規程」その他の社内規程を整備するとともに、財務経理担当部門が中心となって財務報告及び会計処理の内部統制の体制整備を担い会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

ロ. 「情報開示委員会」を設置し、情報開示の適正性を確保する。

4. 内部監査

内部監査部門は、監査等委員会の指示のもと、内部監査に関する規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、監査等委員会及び代表取締役 社長執行役員に対し、その結果を報告する。なお、代表取締役 社長執行役員は、監査等委員会を通して内部監査部門に指示することができる。

また、内部監査部門は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 情報の保存及び管理に関する「情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程を定め、情報の適正な保存と管理を図る。

2. 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、「情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。

3. 取締役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、「RCMプログラム」を策定し、対応部門、対策本部を定める。当社グループ全体におけるリスク状況の監視及び全社的対応を適切に行うため「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を強化する。

2. 取締役会にて決定された危機管理担当役員を委員長とし、関係部門責任者で構成する「RCM委員会」を設置し、リスクの洗い出し・評価・対応等の管理体制を有効に機能させるため、各種規程、マニュアルを整備し、定期的に検証を実施する。

-
3. 人命リスク及び経済的リスクが大きい災害については、「災害対策BCPマニュアル」を策定し、人命を最優先に地域社会復興への貢献などを含めた早期事業復興の手順を定め、安否確認から復興対策活動を展開する。
 4. 与信リスクについては、信用限度に関する社内規程の定めるところに従い、与信リスクの未然防止を図る。
 5. 投資リスクについては、「投資アセスメント委員会」等で審議し、その審議結果を踏まえて取締役会または執行常務会において審査し、投資可否を決議する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 執行役員制

- イ. 経営の執行と監督の役割分担を明確化し、迅速かつ効率的な職務執行を行うため、執行役員制度を導入する。
 - ロ. 職務の執行に関する重要事項及び会社運営の全般的執行方針について、多面的な検討を行うため、執行役員を構成員とする執行常務会を置く。
 - ハ. 執行役員は、独立社外取締役が過半数を占める「ガバナンス委員会」の事前審議を経て、取締役会で選任するものとし、法令、定款、取締役会決議及び「執行役員規程」その他の社内規程に従い、一定分野の業務執行に従事するものとする。
- 二. 執行役員は、所管する分野の具体的目標と達成のための効率的な方法を定め、業務の執行を行う。また、業務の執行状況を執行常務会等に定期的に報告し、効率的な業務執行に努める。

2. 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「職務権限規程」「業務分掌規程」「決裁・権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社管理体制

子会社毎に担当役員を定め、当該担当役員及び主管部門が子会社の経営管理及び経営指導に当たるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保し、子会社の担当役員は、必要に応じて執行常務会等及び親会社監査等委員会に報告する。

また、子会社の取締役等の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「決裁・権限規程」において子会社に関する事項を定め、権限及び責任の明確化を図る。

2. コンプライアンス

各子会社に推進責任者を置き、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する。コンプライ

アンス担当部門は子会社を含む当社グループ全体のコンプライアンス施策を横断的に推進し、管理する。

3. 内部監査

子会社の業務活動全般についても親会社内部監査部門による内部監査の対象とする。親会社内部監査部門は、当社グループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、各子会社の監査役等と連携し当社グループとしての監査の質的向上に努める。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示事項の実効性の確保に関する事項

1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を内部監査部門兼務で設置し、監査等委員会から監査業務に必要な補助の命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示命令を受けないものとする。
2. 補助使用人の異動、評価、懲戒処分等には、監査等委員会の同意を必要とする。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

1. 監査等委員会は社外取締役（監査等委員）3名を含む、5名体制で構成し、監査等委員は執行常務会等の重要な会議に出席して取締役の職務の執行が効率的に行われることを監視する。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人及び子会社の担当役員または使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する。

⑧ 監査等委員会へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告者に対して、当該報告によって、いかなる不利な扱いも行ってはならないものとし、取締役、執行役員及び使用人は、これを遵守するものとする。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理については、監査等委員会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 内部監査部門長の任命・評価・異動等については、あらかじめ監査等委員会の同意を必要とす

る。

2. 内部監査部門は、監査等委員会の指示のもと内部監査計画を決定し、定期的に監査等委員会に交渉報告を行い、密接な情報交換により監査の質の向上を目指す。
3. 監査等委員会と代表取締役 社長執行役員との間の定期的な意見交換の場を設定する。

⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会にて決議し、運用しております。また、本方針については、継続的に見直しを図り、より適切な内部統制システムの構築に努めております。主な運用状況の概要については、以下のとおりであります。

1. コーポレート・ガバナンス

当社は、業務執行と監督を分離するとともに、取締役会の監督機能を強化することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的に、2021年6月25日より監査等委員会設置会社へ移行しました。取締役会は、独立社外取締役3名を含めた取締役9名を構成員とし、2022年度に15回開催いたしました。その中で、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な案件を審議・決定するとともに、取締役の業務執行の適法性の確保や効率性の向上のための監督を行いました。また、取締役会は、取締役会の実効性を高め、企業価値の向上を図ることを目的として、2022年度における取締役会の実効性について、分析・評価を行い、取締役会は、経営上重要な意思決定と業務執行の監督を適切に行うための実効性が十分に確保されていることが確認できました。

2. コンプライアンス及びリスク管理

「RCM委員会」を2022年度に5回開催し、情報管理、災害対策、法令遵守等に関する報告及び施策立案・推進を行いました。

3. 子会社の業務の適正性確保

子会社の意思決定に対しては、「決裁・権限規程」の子会社に関する事項に準じて、重要事項について執行常務会で審議するとともに、各子会社の担当役員より必要に応じて報告を受け、状況の確認を行いました。

4. 監査体制

監査等委員会は、社外取締役3名を含む5名の監査等委員で構成しており、2022年度に14回開催いたしました。その中で、監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と連携して「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実行しました。また、重要な経営会議への出席や重要な書類の閲覧などを通じて監査の質の向

上を図るとともに、代表取締役 社長執行役員との間で定期的な意見交換を行いました。
また、内部監査機能の充実を図るため、監査等委員会直轄の内部監査部門を設けており、業務全般にわたる内部監査を実施し、その結果及び業務の改善等について、監査等委員会及び代表取締役 社長執行役員に報告と説明を行いました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	107,236	流動負債	74,939
現金及び預金	19,574	支払手形及び買掛金	15,738
受取手形	1,214	電子記録債権	12,096
電子記録債権	13,941	短期借入金	11,252
売掛金	28,801	1年内返済予定の長期借入金	5,817
契約資産	2,162	リース債務	68
商品及び製品	22,167	未払法人税等	21,313
仕掛品	3,513	未払消費税等	698
原材料及び貯蔵品	10,650	未払消費税等	121
その他	5,372	賞与引当金	2,383
貸倒引当金	△161	製品保証引当金	258
固定資産	78,552	その他	5,191
有形固定資産	39,765	固定負債	18,539
建物及び構築物	8,874	社債	5,000
機械装置及び運搬具	14,508	長期借入金	7,500
土地	12,995	リース債務	62
建設仮勘定	912	繰延税金負債	861
その他	2,475	製品保証引当金	609
無形固定資産	13,506	退職給付に係る負債	3,426
のれん	10,145	訴訟損失引当金	447
ソフトウェア	1,360	その他のれん	10
その他	2,000	その他	622
投資その他の資産	25,280	負債合計	93,478
投資有価証券	19,621	純資産の部	
退職給付に係る資産	2,959	株主資本	74,009
繰延税金資産	1,263	資本金	15,300
その他	1,479	資本剰余金	13,965
貸倒引当金	△43	利益剰余金	46,089
繰延資産	7	自己株式	△1,345
社債発行費	7	その他の包括利益累計額	9,513
資産合計	185,797	その他有価証券評価差額金	2,902
		繰延ヘッジ損益	△40
		為替換算調整勘定	4,934
		退職給付に係る調整累計額	1,717
		非支配株主持分	8,794
		純資産合計	92,318
		負債純資産合計	185,797

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		228,826
売上原価		170,399
売上総利益		58,427
販売費及び一般管理費		48,570
営業利益		9,856
営業外収益		
受取利息	310	
受取配当金	387	
助成金収入	97	
生命保険配当金	70	
負ののれん償却額	42	
持分法による投資利益	2	
為替差益	1,914	
排出権収入	4	
雑収入	107	
営業外費用	452	3,388
支払利息	131	
売上債権売却損	10	
雑支出	94	236
経常利益		13,008
特別利益		
固定資産売却益	500	
投資有価証券売却益	1,455	
持分変動利益	4,104	
その他	201	6,262
特別損失		
固定資産除却損	123	
減損損失	84	
訴訟損失引当金繰入額	111	
早期割増退職金	228	
災害による損	140	
その他	60	749
税金等調整前当期純利益		18,522
法人税、住民税及び事業税	3,920	
法人税等調整額	88	4,009
当期純利益		14,513
非支配株主に帰属する当期純利益		4,187
親会社株主に帰属する当期純利益		10,325

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,300	13,958	38,501	△1,364	66,395
当期変動額					
剰余金の配当			△2,736		△2,736
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,325		10,325
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		6		19	25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	6	7,588	18	7,614
当期末残高	15,300	13,965	46,089	△1,345	74,009

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,924	459	4,380	1,327	10,091	14,075	90,563
当期変動額							
剰余金の配当							△2,736
親会社株主に帰属する 当期純利益							10,325
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,021	△499	553	390	△578	△5,281	△5,859
当期変動額合計	△1,021	△499	553	390	△578	△5,281	1,755
当期末残高	2,902	△40	4,934	1,717	9,513	8,794	92,318

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	81,073	流動負債	73,360
現金及び預金	8,287	電子記録債権	9,176
受取手形	994	買掛金	18,253
電子記録債権	13,231	短期借入金	11,000
売掛金	25,043	1年内返済予定の長期借入金	5,802
商品及び製品	15,556	未払払	19,297
仕掛品	1,444	未払法人税等	210
原材料及び貯蔵品	2,762	前受り金	178
前払費用	615	預賞金	4,519
関係会社短期貸付金	6,034	与引当金	1,755
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	874	製品保証引当金	250
その他の他	6,294	製造引当金	2,915
貸倒引当金	△65	固定負債	16,405
固定資産	70,909	社債	5,000
有形固定資産	24,628	長期借入金	7,468
建物	5,139	製品保証引当金	146
構築物	908	退職給付引当金	2,879
機械及び装置	6,639	訴訟損失引当金	447
車両運搬具	22	その他	465
工具、器具及び備品	578	負債合計	89,766
土地	11,051	純資産の部	
建設仮勘定	275	株主資本	59,330
その他	12	資本	15,300
無形固定資産	2,828	資本剰余金	14,011
ソフトウェア	1,263	資本準備金	13,967
その他	1,564	その他資本剰余金	44
投資その他の資産	43,452	利益剰余金	31,363
投資有価証券	8,425	利益準備金	2,709
関係会社株式	31,606	その他利益剰余金	28,654
関係会社出資金	353	配当引当金	485
繰延税金資産	1,521	別途積立金	5,000
その他	1,704	繰越利益剰余金	23,169
貸倒引当金	△159	自己株	△1,345
繰延資産	7	評価・換算差額等	2,893
社債発行費	7	その他有価証券評価差額金	2,901
資産合計	151,990	繰延ヘッジ損益	△7
		純資産合計	62,224
		負債純資産合計	151,990

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		157,203
売上原価		125,525
売上総利益		31,677
販売費及び一般管理費		34,024
営業損失		2,346
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	8,793	
雑 収 入	767	9,560
営業外費用		
支 払 利 息	111	
雑 支 出	156	267
経常利益		6,946
特別利益		
固 定 資 産 売 却 益	122	
そ の 他	1,657	1,779
特別損失		
固 定 資 産 除 却 損	114	
災 害 に よ る 損 失	140	
そ の 他	400	654
税引前当期純利益		8,071
法人税、住民税及び事業税	323	
法人税等調整額	30	354
当期純利益		7,717

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					配当引当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	15,300	13,967	37	14,005	2,709	485	5,000	18,189	26,383
当期変動額									
剰余金の配当								△2,736	△2,736
当期純利益								7,717	7,717
自己株式の取得									
自己株式の処分			6	6					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	6	6	-	-	-	4,980	4,980
当期末残高	15,300	13,967	44	14,011	2,709	485	5,000	23,169	31,363

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,364	54,324	3,923	46	3,969	58,293
当期変動額						
剰余金の配当		△2,736				△2,736
当期純利益		7,717				7,717
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	19	25				25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△1,021	△53	△1,075	△1,075
当期変動額合計	18	5,005	△1,021	△53	△1,075	3,930
当期末残高	△1,345	59,330	2,901	△7	2,893	62,224

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

大建工業株式会社
取締役会 御中

2023年5月15日

仰 星 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 向 山 典 佐
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 濱 田 善 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大建工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大建工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

大建工業株式会社
取締役会 御中

2023年5月15日

仰 星 監 査 法 人
大 阪 事 務 所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 向 山 典 佐
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 濱 田 善 彦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大建工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第107期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

大建工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 相原 隆 ㊟

常勤監査等委員 照林 尚志 ㊟

監査等委員 石崎 信吾 ㊟

監査等委員 浅見 裕子 ㊟

監査等委員 向原 潔 ㊟

(注) 監査等委員 石崎 信吾、浅見 裕子 及び 向原 潔 は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会 会場ご案内図

株主総会会場

富山県南砺市井波1番地1 当社本店(井波工場)



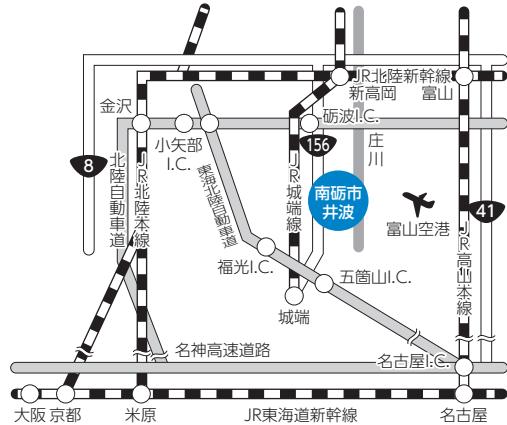
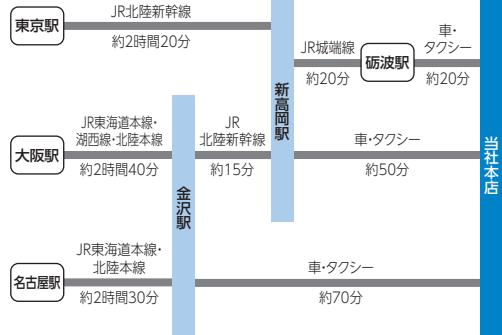
株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

アクセス

飛行機をご利用の方



電車をご利用の方



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。